

令和7年3月27日
姫路市生活援護室

介護報酬の請求事務について

- ① 介護券が発行されていない場合は、介護の報酬の請求はできません。
 - ・ 介護券が届いていない場合は、生活援護室にお問い合わせください。
 - ・ 連休前は日程に余裕がありませんので、早めのご連絡をお願いします。
 - ・ 介護券発行に伴い、サービス利用票等の取り寄せが必要な場合がありますので早めのご連絡をお願いします。

- ② 電話やFAXでは受給者番号をお伝えすることはできません。
 - ・ 受給者番号は、毎月介護券でご確認ください。
 - ・ 受給者番号は変更になる場合がありますのでご注意ください。

- ③ 「本人支払額」欄をご確認ください。
 - ・ 通常、保護受給者は介護サービス費の自己負担はありませんが、一部の方については、介護扶助費の全部または一部を、「本人支払額」として本人が支払います。
金額は介護券の本人支払額欄に記載していますが、変更の可能性がありますので、毎月介護券で確認してください。（0円の場合は「***円」と表示されています。）
 - ・ 月の介護扶助費の請求額が本人支払額を下回って本人支払額を全額領収できない場合や、その月にサービス利用がない場合、そのほか介護券に記載の本人支払額に不明な点があれば、請求前に生活援護室の担当ケースワーカーまでご連絡ください。

- ④ 介護の報酬の請求について誤りがある場合は、過誤申立の手続きが必要です。

【裏面に介護券発行の令和7年度年間スケジュールを記載していますので、ご確認ください。】

連絡先

姫路市 生活援護室 医療担当
〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地
TEL:079-221-2100(直通)
FAX:079-221-2429